

国益に反するTPPに参加しないことを求める意見書

政府はTPP（環太平洋パートナーシップ）の交渉参加を決め、関係11カ国の政府から承認を得たとしている。安倍首相は、関税の聖域や国民皆保険制度、食の安全、国の主権などの国益を守るとしているが、TPPでこれらが守られる保証はない。

2011年に発表された「TPPの輪郭」では、TPPの特徴として「関税と非関税障壁の撤廃」が挙げられている。TPPによって危険にさらされるのは農業や食料だけではない。生活のあらゆる分野で積み上げられてきたルールが企業の利益のために緩和される恐れがある。

例えば、株式会社による病院経営や混合診療の全面解禁、薬価制度の変更などによって国民皆保険制度が根底から揺るがされる危険性がある。

ISD条項は、投資家が国際投資紛争解決センターに国を提訴するものだが、投資家側・アメリカ側に有利な裁定が多く、国民の権利や環境などを守る法律よりも投資家の利益を優先しているとしてアメリカ国内でも問題になっている。

TPP交渉に後から参加する国は、先に参加した国の合意を拒否できないことが明らかにされている。同時に、交渉の中で出された文書を交渉終了後4年間は公表しないことが合意されており、これまでどのような合意があるのかを政府は事前に知ることができない。

交渉参加後も国会議員を含めて、国民は交渉の中で出された文書を読むことができない。このような交渉のあり方自体が国家主権と国民主権をないがしろにするTPPの本質を表しているのではないかと深く憂慮する。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

記

1. 国益に反するTPPに参加しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月18日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 外務大臣, 農林水産大臣,
経済産業大臣, 内閣官房長官, 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)